

浜田市告示第 107 号

浜田市高齢者記念品等贈呈事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 29 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市高齢者記念品等贈呈事業実施要綱の一部を改正する告示

浜田市高齢者記念品等贈呈事業実施要綱（平成 18 年浜田市告示第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「記念品等」を「記念品」に改め、同条中「記念品等」を「記念品」に改め、「次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定めるものとする。」を「88 歳又は 100 歳の受贈資格者に贈呈するものとし、その内容は、予算の範囲内で市長が別に定める。」に改め、同条各号を削る。

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 30 日から施行する。